

社会福祉施設等の入所者の通所のために使用する自動車の減免

社会福祉施設等の設置者又は運営者が所有する自動車で、もっぱらその施設の入所者や通所者の通所・通園等のために使用する自動車については、申請により自動車税環境性能割及び自動車税種別割又は軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

※ もっぱらとは、入所者や通所者の通所・通園等のために全運行のおおむね7割以上使用することです。

減免申請時に必要な書類等

減免の要件を満たしていることを確認しますので、次の書類等を提出(原本提示)してください。

1 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割・課税免除・減免申請書(提出)	
2 自動車検査証(原本提示) （自動車を新しく取得する場合は自動車税(環境性能割・種別割)申告書又は軽自動車税(環境性能割)申告書を併せて提出）	自家用自動車の所有者及び使用者並びに自動車検査証の有効期間の確認のため もっぱら入所者のために使用することを確認するため
3 運行計画書又は運行記録簿(運行実績が1か月以上の場合)	
4 社会福祉施設(※)に係る認可証など次のいずれか一つ(写し可) ① 障害者総合支援法に規定する施設の場合 ② 児童福祉法に規定する施設の場合 ③ 生活保護法に規定する施設の場合 ④ 老人福祉法に規定する施設の場合 ⑤ 身体障害者福祉法に規定する施設の場合 ⑥ 介護保険法に規定する施設の場合	サービス事業者等の指定通知書等 施設の設置認可書、設置届出書、事業開始の届出書又は受理通知書 施設の設置届出書 事業開始の届出書、指定通知書等

※ 対象施設は次のとおりです。

- ① 障害者総合支援法に規定する施設
障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う施設、障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を行う施設
 - ② 児童福祉法に規定する施設
児童発達支援センター、障害児入所施設、児童心理治療施設、障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）を行う施設
 - ③ 生活保護法に規定する施設
救護施設、医療保護施設
 - ④ 老人福祉法に規定する施設
老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
 - ⑤ 身体障害者福祉法に規定する施設
身体障害者福祉センター、盲導犬訓練施設
 - ⑥ 介護保険法に規定する施設
介護老人保健施設（第二種社会福祉事業に限る。）、認知症対応型共同生活介護事業を行う施設
 - ⑦ 法定外施設
地域共同作業所（補助金の交付を受けているものに限る。）、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、盲人ホーム
- ※ 自動車の使用状況などを確認するために、他の書類を求める場合があります。
詳しくは、総合振興局等にお問い合わせください。

減免を受けた後の手続

1 現況確認照会書、現況回答書及び自動車税種別割納税証明書が届いたとき

減免の要件を満たしていることを確認するため、車検有効期限の約2か月前に現況確認照会書により自動車の使用状況等を照会しますので、現況回答書に必要事項を記入の上、返送してください。
なお、現況回答書の回答内容については、実態確認を行う場合があります。

※ 現況回答書を未提出の方又は住所変更手続をしていないため現況確認照会書が届かない方は、翌年度から減免を受けることができませんのでご注意ください。

2 繼続検査又は構造等変更検査（車検）を受けるとき

1の現況確認照会書に自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）を同封しておりますので、継続検査又は構造等変更検査時にご利用ください。
なお、運輸支局のシステムで自動車税種別割の納税確認ができるため、自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の提示を省略できます。

3 自動車を入れ替えるとき

上記の「減免申請時に必要な書類」を用意の上、新たに取得した自動車の減免申請を行ってください。

4 申請した内容に変更があったとき

所在地が変わった、自動車を使用する施設が変わった、減免を受けている自動車のナンバーが変わったなど、申請した内容に変更があったときは、総合振興局等に連絡をしてください。
変更となった内容により、新たに減免申請が必要となる場合があります。

5 減免の要件に該当しなくなったとき

自動車を入所者や通所者のために利用しなくななど、減免の要件に該当しなくなったときは、速やかに総合振興局等に連絡してください。